

第 5 章 簡易評価書関係地域の範囲

簡易的環境影響評価に係る関係地域は、「三重県環境影響評価技術指針」（平成 11 年 5 月 25 日 三重県告示第 274 号）に基づき、図 5-1 に示すとおり「鈴鹿市」とする。

簡易評価書関係地域については、「三重県環境影響評価技術指針」の第 19 の 3 の 2 の (1) において、「簡易評価書関係地域（条例第 38 条第 2 項）は、準対象事業実施区域及び既に入手している情報によって、1 以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。」とされている。

環境影響を受けるおそれがある範囲は各環境要素に係る項目によって異なると考えられるが、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕」（平成 11 年 11 月、面整備事業環境影響評価研究会編）によれば、「原則として事業実施区域から 200m 程度の範囲が適当と考えられる。200m 程度の範囲とは、大気質、騒音、振動（工事の実施に係るもの）等の影響範囲（一般には 50～150m）や、生物の影響範囲（植物、小動物等の移動範囲に基づき設定）が標準的に含まれる。」とされている。また、より影響範囲が広い環境要素としては「景観」が想定されるが、同マニュアルによれば、「景観に係る『影響を受けるおそれがあると認められる地域』は、標準的には対象全体の形態が捉えやすく、対象が景観の主体となる領域として、事業実施区域及びその周囲約 3km 程度の範囲が目安となる。」とされている。

本簡易的環境影響評価では、第 2 章で述べた事業特性及び第 3 章で述べた地域特性から、準対象事業実施区域には眺望点や景観資源は含まれておらず、これらの改変が想定されないこと、また、準対象事業実施区域が一度ゴルフ場として開発された区域であり、また、既に成立している樹林によって周囲を囲まれており、これを改変する計画でないこと、加えて、景観上影響を及ぼすような高層建築物を設置する事業ではないことから、景観を簡易的環境影響評価の項目として設定していない。したがって、大気質、騒音、振動や動植物等に係る影響を想定し、範囲を設定することが妥当と考えられる。

以上のことから、「環境影響を受けるおそれがあると認められる地域」を準対象事業実施区域及びその周囲 200m 程度と判断し、簡易評価書関係地域は鈴鹿市とした。

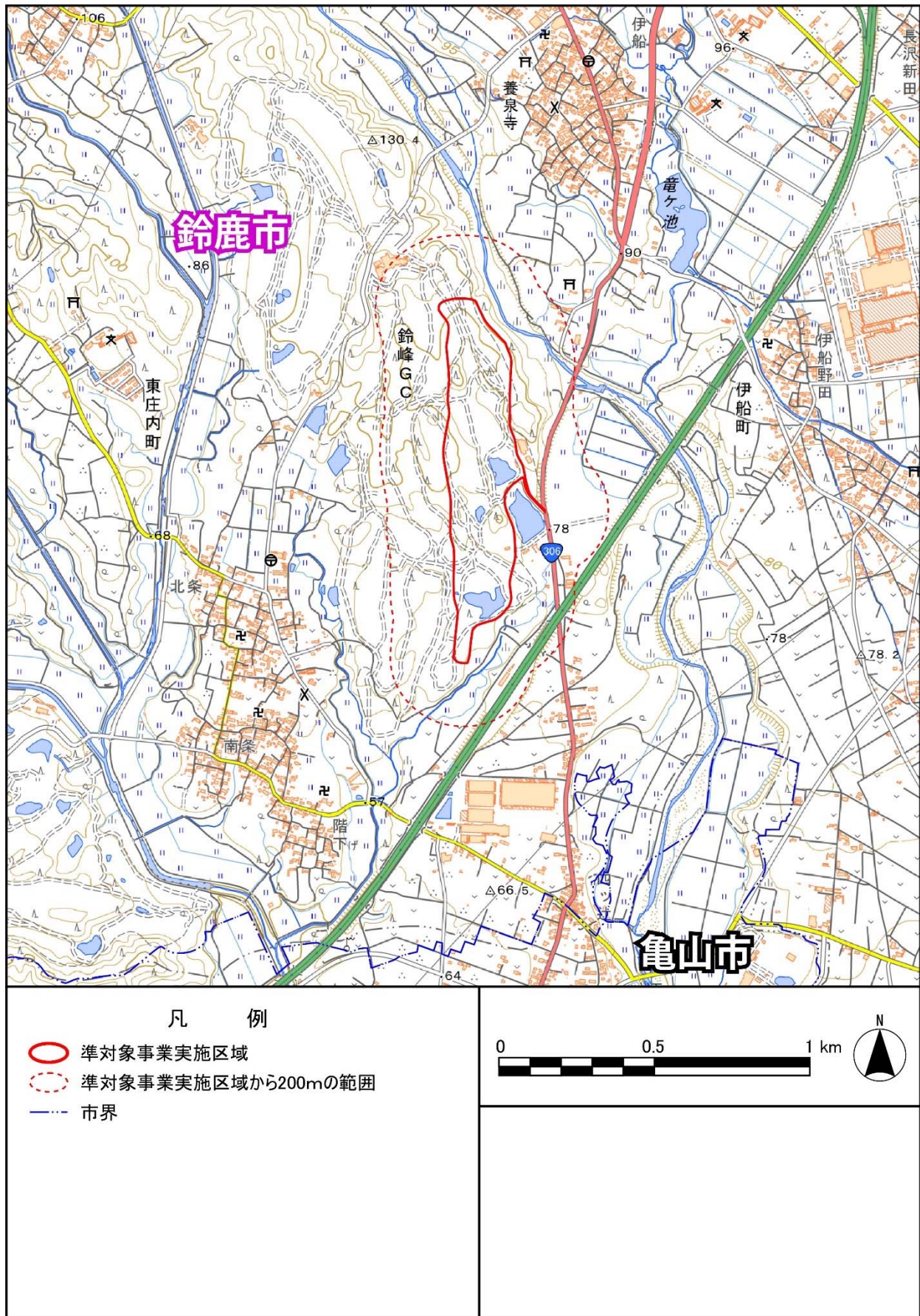


図 5-1 簡易評価書関係地域の範囲